

# 令和2年の地方からの提案等に関する 対応方針について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

# 地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※令和元年以前の提案で、令和2年中に措置されたものは除く

## 通知の改正等により措置を講ずるもの

◎: 令和2年の提案

○: 平成26～令和元年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

### 【通知等の改正を行うもの】

◎ 精神障害者保健福祉手帳の申請手続きについて、申請様式の押印を不要とする。[令和2年中]

◎ 心身障害者扶養保険事業における現況届等について、住民票の写しの添付を不要とする。[令和3年度]

### 【周知するもの】

◎ 自立訓練(生活訓練)の利用期間について、必要性が認められた場合には、標準利用期間(2年間)を超えて、最大1年の支給決定期間の更新が可能であることを周知。[令和2年度中]

◎ 障害児福祉計画について、以下について再周知。[令和5年度]

- ・ 計画に定めるように努めるものとされている事項を記載するか否かは地方公共団体の判断によること。
- ・ 地方公共団体において障害者基本法36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができること。

### 【その他】

◎ 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する申請について、日本放送協会との協議の上、日本放送協会に対して郵送により申請することを可能とする。[令和3年度]

## 検討の上、結論を得るとするもの

◎: 令和2年の提案

○: 平成26～令和元年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

### 【児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係】

- ◎ 放課後等デイサービスについて、利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについて検討・結論。[令和3年度改定]
- ◎ 無償化対象通所児童の障害児通所給付決定に係る負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、簡素化する方向で検討・結論。[令和3年中]

### 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

- ◎ 介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例の適用につき、介護保険施設等を対象とすることについて検討・結論。[令和3年中]
- 障害支援区分の認定の有効期間について、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論。[令和3年度中]

### 【住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)関係】

- ◎ 心身障害者扶養共済制度における受給者の現況確認について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討・結論。[令和3年中]

### 【その他】

- ◎ 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務について、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。(※国土交通省と合同で対応する提案)
  - ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討・結論。[令和3年夏]
  - ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況等を踏まえつつ検討・結論。[令和3年度中]
- ◎ 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務について、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。(※総務省と合同で対応する提案)
  - ・ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況等を踏まえつつ検討。
  - ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論。[令和2年度中]